



北野友士『イギリスにおける銀行業と自己資本の展開自己資本比率規制に対する歴史的検証』文真堂、2023年。

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪公立大学経営学会 公開日: 2024-04-15 キーワード (Ja): BIS規制, 自己資本比率規制, 木村和三郎, 銀行監督, 銀行経営, バーゼルIII キーワード (En): 作成者: 桜田, 照雄 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/0002000605">https://doi.org/10.24729/0002000605</a>

## 【書評】

## 北野友士『イギリスにおける銀行業と自己資本の展開——自己資本比率規制に対する歴史的検証』 文真堂、2023年。

桜 田 照 雄

著者は、BIS規制（1988年）は、銀行経営における自己資本比率の位置づけを決定的に変えたと捉えている。そこで、イギリスの銀行経営の歴史において、自己資本比率という経営管理手法が経営の決定的地位を占めるにいたる経過を分析している。木村和三郎の手になる『銀行簿記論』（1935年）を“導きの糸”として、銀行の経営管理手法としての自己資本比率の機能変化は、銀行業務の本質的な変化が引き起こしたのだ——その“直感”を論理として展開したのが本書の特色なのである。

本書は序章と終章のほか、8つの章からなる。第1章は自己資本比率が銀行の経営管理指標となるまでの歴史的経緯を記しつつ、自己資本の充実が求められた理由の解明を課題としている。

1972年の変動相場制への移行は、為替レートの絶えざる変動を生み出し、為替差益やユーロ・シンジケート・ローン、ヨーロッパでの消費者金融をめぐって、各国の大手銀行の競争は激しさを加えた。このなかで、1973年にはオイルショックが発生する。同じ年にはアメリカではUSナショナル銀行が、イギリスではロンドン&カウンティ社が経営を破綻させる。これを契機に、1973年から74年にかけて、ユーロ市場の信用不安による連鎖的な銀行倒産が発生する。国際的な自己資本比率規制であるバーゼル合意が各国に導入されたのは、事後的に計算された自己資本比率を、倒産の予防という事前規制に応用するためであった。事後情報による事前規制の開始である。

著者は、第2章「イギリスにおける自己資本比率規制の導入」で、自己資本比率規制のイギリス独自の機能——インフレ率の昂進による金融構造の変化——に着目し、規制が、国際的な金融システムの安定化や競争条件の同一化よりむしろ、不動産バブルやインフレ率に影響を与える銀行のバランスシートの膨張を抑制する手段として期待されていたことを明らかにする。

---

キーワード：BIS規制、自己資本比率規制、木村和三郎、銀行監督、銀行経営、バーゼルⅢ

[受理日 2023年12月21日]

第3章「イギリスにおける自己資本比率規制と銀行業の展開」では、1980年代のイギリス銀行業の展開と歩調を合わせるように自己資本比率規制が変質し、米英合意を基礎としながらも、バーゼル合意導入時のイギリス独自の特徴が明らかにされる。

バーゼル合意（バーゼルⅠ）に至る過程でイングランド銀行は、自己資本比率として最低限維持すべきトリガー・レシオと個々の金融機関ごとに目標とすべきターゲット・レシオという異なる二つの考えを示し、これをアメリカとの合意内容とした。つまり、米英合意は二元的規制である点で一元的規制であるバーゼルⅠとは異なる性格をもつと著者はいう。さらにイギリスでは、国際基準と国内基準を一致させた（「88年基準」）うえで、トリガー・レシオとターゲット・レシオを並列させており、イングランド銀行のこうした規制原理は、“同一基準の二元的適用”——評者による——とみなせよう。

日本の自己資本比率規制も、海外拠点の有無により国際統一基準と国内基準との両建ての規制スキームを採用していることから二元的規制ではあるが、海外拠点を備えているかどうかという一種の業態規制である点で、米英合意とも異なる。同じBIS規制といっても、個別銀行の経営戦略や事業それ自体の発展段階が国ごとに異なるので、規制それ自体のありようも異なるのは当然のことながら、ともすれば形式的な数値で規制の効果を識別する愚行は避けなければならぬと思われる。国際基準に収束させるかどうかは別にして、こうした二元的規制が各国の銀行監督当局の規制姿勢に与えた影響を明らかにすることは、今後の課題であろう。

第4章「バーゼルⅠ導入後の改訂の動きとイギリス銀行業」では、バーゼルⅠの有効性が吟味される。サブプライムローン問題の顕在化に端を発する金融危機で、経営破綻した銀行の自己資本比率やTierⅠ比率が相対的に高く、経営破綻に追い込まれなかった大銀行のほうが自己資本の質と量の両面で低かったとの事実が指摘される。1970年代前半の不動産バブルを契機に導入されたイギリスの自己資本比率規制が、不動産バブルを防止できなかったどころか、助長した可能性すらあるというのは皮肉な結果である。

第5章「バーゼルⅢの導入とイギリスにおける銀行の対応」では、金融危機後に成立したバーゼルⅢへのイギリス銀行界の対応が分析される。バーゼルⅢは、①自己資本比率の水準と質の向上、②リスク捕捉の強化、③銀行のレバレッジの制限、④銀行の流動性の向上、⑤プロクシカリティの抑制という5つの特徴をもつとし、イギリスの監督当局はイギリスがEUから離脱したあとも、EUの自己資本要求指令（CRDIV）にもとづいた規制体系を採用していることを明らかにする。

バーゼルⅢの銀行経営への影響については、大手行が軒並み預貸率を低下させるなか、住宅ローンへの注力やトレーディング目的の証券保有を増加させているとはいえ、金利収益あるいは非金利収入には各行で大きな開きがあり、リングフェンス構造——トレーディング業務や証券化商品のシンジケーションを禁じられたリングフェンスバンクを金融機関内に設置すること——とあいまって、収益性の高いビジネスモデルの模索が続けられていると結論している。

第6章「イギリスにおける自己資本比率規制と規制監督体制の展開」は、本書の結論部分である。いま、本書にならって、資本主義発達過程を振り返ってみると、事業に失敗しても責任は限定されるのに、事業成功の果実を総取りできる。これが株式会社における有限責任制であり、そのもとで、企業の事業リスクを媒介し、分散させるのが金融機関の果たすべき役割であったし、現在もなお、この公共的役割は金融機関に課せられている。出資者が経営者を兼ねていた時代では、銀行への信用は経営者自身であったが、株主の有限責任制が定着するなかで、銀行自身の債務弁済能力を表現する指標として自己資本比率——何に対する比率なのかはさておき——が用いられるようになった。他方で、経済成長は、貨幣流通量の増大をもたらし、結果として自己資本比率は傾向的に低下する。このもとで自己資本比率の維持、すなわち資本の充実を要請することは実体経済と矛盾するが、最後の貸手機能がこの矛盾を緩和するよう機能する。

著者は、第6章で「リングフェンスバンクによる投資銀行業務を禁止し、またバーゼルⅢにおいて流動性規制やレバレッジ規制が導入されたことは、自己資本比率規制が大きな限界に突き当たっていることを示しているのであろう」（141ページ）と自己資本比率規制を結論づける。そのうえで、「金融危機で露呈した自己資本比率規制の限界に対して、最適な金融規制と監督体制の組み合わせは今後も模索していく必要がある」（145-6ページ）とする。

第7章「イギリスの自己資本比率規制における国債保有に対する自己資本賦課」、第8章「イギリスにおける自己資本比率規制と国際銀行業務の展開」は、自己資本比率規制に付随する銀行の国債保有と国際業務という2つの個別論点について考察を加えている。銀行が抱える最も大きなリスクは信用リスクであるが、国債はリスクフリーの資産として自己資本比率規制においてゼロ、もしくは非常に低いリスク・ウェイトが設定されている。しかしながら本書によると、イギリスでは自己資本比率規制の導入時から一定のリスク・ウェイトが課されてきた歴史的な経緯が明らかにされている。また、国際的な自己資本比率規制であるバーゼル合意の導入時に米国とともに主導的な役割を果たしたイギリスにおいて、国際銀行業務がどのように展開してきたかが明らかにされている。

第7章は、国債の保有に対して自己資本賦課を要求すれば金融機関が公的部門向けエクスポージャーを減らす可能性は高いが、そこには公的部門による財政再建への取組みや、それを促す中央銀行の取組みが前提になることが明らかにされる。また、バーゼルⅢ導入後のイギリスにおける銀行による公的部門向けのエクスポージャーの動向では、流動性充実や短期的な資金の運用・調達の観点から一定の国債保有が求められていることも明らかにされている。

第8章では、国際銀行業務の拡大は国際的な自己資本比率規制であるバーゼル合意の必要性を生じさせ、バーゼル合意の導入・改訂が国際業務のあり方を大きく変えていたこと、イギリスはバーゼル合意の導入や改訂、金融危機などの機会をとらえて、国際銀行業務の中心地としての地位を築いたとする。ただし、直近のデータではイギリスのEUからの離脱とLIBORの

公表停止の影響が影を落とし、OTC デリバティブ取引におけるシェア低下がみられるなどの懸念材料も示されている。

終章「本書のまとめと今後の課題」では、銀行業の発展過程のなかで自己資本の意義・制約・概念（広義の自己資本）の変化と、自己資本比率規制導入後の銀行業の展開と自己資本の役割の発展が、それぞれ表形式として端的に表現されている。本書の副題となっている「自己資本比率規制に対する歴史的検証」を、わずか2枚の表（終-1と終-2）で表現した——本書の価値は、これに尽きると思う。けだし、イギリス銀行業の発展過程（とその変化）において、銀行の自己資本と比率規制の“哲学”が端的に表現されているからである。

現在、導入されているバーゼルⅢへの評価は、以下である。まず、第一に、バーゼルⅢは銀行のリスク・テイクについて量的・質的に大きな制約を課している。これは本来イギリスが銀行のバランスシートの膨張を抑えようとした80年基準（The measurement of capital）の導入目的の一つと整合していること、第二に、自己資本比率規制が単独では有効ではなくなり、流動性規制やレバレッジ規制と併用されるようになったこと、第三に、リングフェンス構造のような一種の業務分野規制——金融自由化以前の規制手段——が復活したことである。リスク・ウェイトを勘案しながら銀行が自由に資産選択を行い、そのリスクに見合った自己資本の充実度に責任をもつ、という自己資本比率規制の導入時から共有されてきた基本的な規制監督方針が大きく転換したことを意味する。

今後の課題として著者は、十分に踏み込めなかった国際金融システムと自己資本比率規制との関係や、シャドウバンキングシステム、フィンテックが銀行業に及ぼす影響などを挙げている。終章で獲得された自己資本比率規制の本質論が、具体的事実の具体的な展開過程のなかでより豊かな実をあげることを期待したい。

本書の契機となったのは、会計学者である木村和三郎の著作（『銀行簿記論』）であったことから、会計学者の眼からみた経営管理指標としての自己資本比率を展開することで、評者としての責任を果たしたい。

自己資本比率は、銀行にあって経営の健全性を判断する指標の一つに過ぎない。自己資本比率だけで銀行の健全性が判断できるわけではない。まずこの点を確認しておきたい。

1951年の大蔵省銀行局通達「当面の財政金融情勢に即応する銀行業務の運営に関する件」（7月5日、蔵銀第3153号）に始まる邦銀への自己資本充実指導は、1954年の「昭和29年度下期決算について」（12月23日、蔵銀第3232号）において、具体的な銀行の自己資本比率の目標値が設定された。この1954年通達において設定された目標値は、預金残高に対する自己資本比率であって、1954年9月末の都市銀行の平均比率は6.9%と、イギリス銀行界と同じく、第二次大戦前に比して著しく低下させていた。

預金残高を分母とする自己資本比率は、1986年5月に総資産を分母とする自己資本比率へと変化を遂げる。現況では、自己資本比率は、貸出リスクを調整した資産額を分母とし、償却・

引当実務をへて算定された償却・引当額（貸倒損失・貸倒引当金）を控除した当期利益に出資金・諸積立金等を加算した分子額によって計算される。早期是正措置制度は、金融機関の健全性を確保するため、監督当局が自己資本比率という客観的な基準を用い、自己資本比率の悪化状況に応じて必要とされる早期是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、金融機関経営の早期是正を促し、もって金融システムの安定をはかるという行政手法である。銀行にとって最大の収益源である貸出金につき、貸出リスクを分母・分子に反映させ、「資産の質（貸出金の質）」を客観的な基準でコントロールできるという点に自己資本比率規制の特徴がみられるのである。そして、かかる銀行の自己資本比率が客観的で合理的なものであるには、償却・引当実務の適正性が確保されていなければならない。

邦銀の貸倒引当金の設定実務は、ながらく税法の支配下にあった。貸出先が倒産したぐらいでは貸倒損失の計上は認められなかった。倒産時点では清算未了なので債権の回収額が確定していないからである。バブル崩壊後の銀行監督で、「いったいいくらの不良債権が存在しているのか」について、大蔵省の試算に疑問が寄せられたのも、また「稟議を通じて実行した貸出に対して回収可能性を問題視するのは、一種の背任行為ではないのか」との疑問が寄せられたのも、結局のところは、償却・引当実務が税法基準に拘束されていたからである。税法にもとづく厳格な考えが支持されていたのは、以下のような理由による。

信用創造機能という特殊な経済的機能の担い手である銀行は、債権者である預金者から無担保の資金（預金）を受入れることで貸出業務を行っている。まさに信用（支払約束）それ自体が業務運営の基礎にあるのであって、こうした特徴をそなえた銀行経営にあっては、資産の大宗を占める貸出金が確実に返済されること（つまり、回収の危険性を判断すること）が銀行経営の基礎であり、したがって、資産の質を管理することは経営の根幹にあると言ってよい。というのも、銀行が稼得する利益額に比して貸出金額が膨大な量にのぼるだけに、「償却・引当」実務は、まさに「資産の質（貸出金の質）」を管理する手段に他ならないからである。

邦銀の「償却・引当」実務にとって転機となったのは、大蔵省「104号通達」（平成9年3月5日付大蔵省大臣官房金融検査部長通達「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について」）であって、そこでは「回収の危険性」に加えて、「価値の毀損の危険性」という規準が資産分類基準として導入されたのである。さらに、金融検査マニュアルが導入されたことで、債務者区分（正常先・要注意先・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先の5区分）という考え方が導入された。また、日本公認会計士協会が「4号実務指針」（銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」）を定め、「貸倒実績率又は倒産確率に基づき、発生が見込まれる損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて貸倒引当金を計上する」などの実務処理方法が示されることとなった。

コロナ禍を契機として、これまで低い水準で推移してきた貸倒引当金の設定水準に対して、



経済環境が急変すれば、過去の実績に反映されていない先行きの変化を貸倒引当金の設定実務に反映させる必要がでてくる。そのため「フォワードルッキングな貸倒引当金の設定」(IFRS: 国際会計基準)も求められるようになってきている。「将来見込み等必要な修正を加え」(金融庁「銀行の引当開示の充実に向けて」、2022年)る必要性が高まってきたとも思われるのであるが、将来情報をどう反映させるかについて、意見の一致をみるのは困難だと思われる。

以上のように、日本での自己資本比率規制は概括できるが、著者が、そして木村和三郎が問題意識とした"資本運動への会計規制の全体図のひとつの環" (評者の表現)として、自己資本比率規制への研究を完成させるには、米英・EU・日本の比較研究とともに、「償却・引当」実務の検討が欠かせない。著者の研究を嚆矢として、この全体像を描ききる集団的な研究成果——個人では手に余る——が生まれることを期待したい。